容器及び金庫	ボンベ	六年	
	溶接製のもの	八年	
	鍛造製のもの	一〇年	
	塩素用のもの		
	その他のもの		
	ドラムかん、コンテナーその他の容器		
	大型コンテナー（長さが六メートル以上のものに限る。）	七年	
	その他のもの		
	金属製のもの	三年	
	その他のもの	二年	
	金庫		
	手さげ金庫	五年	
	その他のもの	二〇年	
医療機器	ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器	六年	
	その他のもの		
	レントゲンその他の電子装置を使用する機器		
	移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器	四年	
	その他のもの	六年	
	その他のもの		
	陶磁器製又はガラス製のもの	三年	
	主として金属製のもの	一〇年	
	その他のもの	五年	
生物	植物	一五年	
前掲のもの以外のもの	その他のもの	一〇年	
	主として金属製のもの	五年	
	その他のもの		
前掲する資産のうち、当該資産について定められている耐用年数による前掲のもの以外のもの及び前掲のもの区分によらないもの	主として金属製のもの	一五年	
	その他のもの	八年	

機械及び装置	電気業用設備	鉄道又は軌道業用変電設備	一五年
	通信業用設備		九年
	鉄道業用設備	自動改札装置	五年
		その他の設備	一二年
	道路貨物運送業用設備		一二年
	倉庫業用設備		一二年
	運輸に附帯するサービス業用設備		一〇年
	輸送用機械器具製造業用設備		九年
	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	その他の設備	一七年
		主として金属製のもの	八年
		その他のもの	五年
無形資産	ソフトウェア		五年
開発研究用資産	建物及び建物附属設備	建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁しやへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作又は建物附属設備	五年
	構築物	風どう、試験水そう及び防壁	五年
		ガス又は工業薬品貯そう、アンテナ、鉄塔及び特殊用途に使用するもの	七年
	工具		四年
	器具及び備品	試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡	四年
	機械及び装置	汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械その他これらに類するもの	七年
		その他のもの	四年
	ソフトウェア		三年

附　則

この告示は、公布の日から施行し、平成二十八年度以降の補助金等に係る財産から適用する。